

日本基準でも数理計算上の差異等を 貸借対照表上で即時認識へ



公益財団法人財務会計基準機構の企業会計基準委員会は三月一八日、「退職給付に関する会計基準（案）」および「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」の公開草案（以下、公開草案）を公表。現在、未認識債務の扱いとなっている数理計算上の差異などを、貸借対照表上で即時認識するとの方向が示された。国際会計基準審議会も国際基準の見直しを進めており、近々公開草案が出される予定だ。日本基準と国際基準のコンバージェンス（収れん）の動きも活発化することになる。

日本基準と国際基準の統一化のなかで両基準の見直しが進む。会計基準をめぐっては、国際会計基準審議会（IASB）と企業会計基準委員会（ASBJ）

が二〇〇七年八月、日本基準と国際会計基準（IFRS）のコンバージェンスを加速化するこゝとで合意。二〇一一年六月末までに差異を解消することが決められている。一方、金融庁企業会計審議会では昨年六月、「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を発表。国際的な財務・事業活動を行っている上場企業について、今年三月期の連結財務諸表から国際会計基準を任意適用することを認めた。そして、すべての上場企業に対する強制適用は二〇一二年を目途に判断し、二〇一五年または二〇一六年に開始するとの方針を打ち出した（図表1参照）。上場企業に対する国際会計基準の適用は、アドプション（採用）と呼ばれている。

こうした一連の動きのなかで、国際基準、日本基準とも改定を進めているのだ。以下、主な項目について現行の両基準を比較し、公開草案の中身と国際基準の見直しの方向性をみていく（図表2参照）。

1 数理計算上の差異の会計処理方法

BSでは「その他の包括利益」として即時認識。日本基準では、期待運用収益と実際の運用収益の違いによって生じる数理計算上の差異などの「未認識債務」が発生した場合、貸借対照表（BS）上はその金額を注記すればよい。損益計算書（PL）にも計上されず、一定期間で別途処理することから「遅延認識」と呼ばれている。一方、国際基準では、未認識

*1 再測定による評価損益の増減等であり、「純利益」と「その他の包括利益」を合わせたものが「包括利益」となる。
*2 発生時にはPLで認識せずに資本勘定で直接調整したものを、再度PLで認識すること。

図表1 ●退職給付会計基準見直しのスケジュール

日本基準	8月 東京合意	1月 新基準の論点整理公表	3月18日 新基準の公開草案公表	6月 新国際基準との差異を解消?	3月 新基準の適用開始?	3月 上場企業に国際基準を適用?			
年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015or2016
国際基準		3月 新基準の論点整理公表	4月 新基準の公開草案公表	前半 新基準の公表?	新基準の適用開始?				

図表2 ●退職給付会計基準の比較—国際基準と日本基準

	国際基準	日本基準	
		現行	公開草案
数理計算上の差異	償却方法 ・定額法で下記の方法を継続適用 ①一定の範囲を超える未認識数理差異を平均残存勤務年数で償却 ②①よりも早期に償却する規則的な方法 ③一定の範囲内にある金額も含めて②の方法により償却 ④発生時にその他包括利益を通じてB/S利益剰余金で認識する方法（損益計算書で再認識しない）	・定額法または定率法で、平均残存勤務年数以内の一定年数で行う	・現行と同様
	会計処理方法 ・未認識項目については、上記④以外は貸借対照表上は遅延認識	・未認識項目については、損益計算書上と貸借対照表上ともに遅延認識	・未認識項目については、損益計算書上では遅延認識だが、貸借対照表上では「その他の包括利益累計額」として即時認識（損益計算書で再認識する）
退職給付見込額の期間帰属方法	・退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた額を各期の発生額とする方法（給付算定式に従う方法）が原則 ・給付算定式が著しく後過重である場合は、定額法で補正	・退職給付見込額のうち、期末までに発生したと認められる額は、全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（期間定額基準）で計算	・期間定額基準または給付算定式に従う方法
割引率	・期末の優良社債の利回り（社債市場が十分でない国では政府債の利回り）を基礎とする ・指標利回りの期間は、給付見込支払日までの期間（給付見込支払時期、金額、通貨を反映する単一の加重平均割引率も可）	・安全性の高い長期債券（高格付社債または国債）の利回りを基礎とする ・退職給付債務が10%以上変動しないと推定される場合には、前期末の割引率を使用可（重要性基準） ・指標利回りの期間は、給付見込支払日までの平均期間が原則（平均年金支給期間を加味） ・平均残存勤務期間に近似した年数を容認	・安全性の高い債券（高格付社債または国債）の利回りを基礎とする ・現行と同様 ・指標利回りの期間は、給付見込支払日までの期間ごとの複数の割引率が原則 ・給付見込支払時期と金額を反映した単一の加重平均割引率を容認
小規模企業の簡便法	・規定なし	・原則として300名未満企業については期末自己都合要支給額、責任準備金等を基礎とした金額を退職給付債務と見なすことができる	・現行と同様
複数事業主制度の取り扱い	・企業別の退職給付債務の適用なし（企業別の資産・財政の分割がある場合を除く）	・退職給付債務の比率、その他合理的な基準により企業別の負担に属する年金資産等の計算を行う ・企業別の資産分割ができない場合は、各企業の要拠出額を退職給付債務として処理	・企業別の資産分割ができる場合は、確定給付制度と同様の会計処理と開示を行う ・企業別の資産分割ができない場合は、確定拠出制度と同様の会計処理と開示を行う

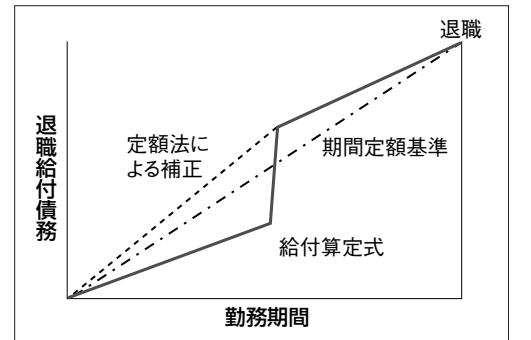
2 退職給付見込額の期間帰属方法

期間定額基準と給付算定式の選択が可能に

日本基準では、退職給付見込額の期間帰属方法として、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする「期間定額基準」を原則としている。一方、国際基準では、退職給付見込額について退職給



図表3●退職給付見込額の期間帰属方法のイメージ



付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた額を各期の発生額とする「給付算定式」を用い、勤続年数の後半に著しく高い水準になる場合は、給付見込額を均等に各期に帰属させる「定額法」で補正を行う(図表3参照)。

仮に三〇年の勤続で三、〇〇〇万円の退職金とすると、日本基準では「三、〇〇〇万円÷三〇年＝一〇〇万円」が各期の発生額となり、一〇年勤続の時点は一、〇〇〇万円を二〇年で割り引く。国際基準は給付カーブに基づくため、勤続一〇年時点

型の複数事業主制度について、自社の拠出に対応する年金資産額を合理的に計算できる場合は、退職給付債務の比率で計算する。合理的な計算ができない場合は、各企業の拠出額を退職給付債務として費用処理する。

公開草案では現行基準を踏襲して、退職給付債務の比率など合理的な基準で企業別の年金資産を計算できる場合は、確定給付制度の会計処理や開示を行い、合理的な計算ができない場合は、確定拠出制度に準じた会計処理や開示を行い、年金制度全体の直近の積立状況等を注記するとしている。

一方、国際基準では、企業別の資産や財政の分割がある場合を除き、企業別の退職給付債務は適用しない規定になっているが、開示内容を拡大する方向だという。

「複数事業主制度については、会計以前に国によって制度の考え方が微妙に異なっており、会計基準を統一することは難しい面があります。日本基準も情報開示で対応していますが、国際

は八〇〇万円で済むかもしれないという違いだ。

公開草案では、日本でも給付算定式を導入し、期間定額基準との選択を認めている。だが、小澤氏は問題点を指摘する。

「いわば、上場企業は給付算定式、非上場企業は期間定額基準でもよいことを認めたわけです。しかし、同じ制度の場合、上場企業と非上場企業との間での比較可能性がなくなってしまう。また、上場企業どうしても、どちらの基準で算定したものが正しい姿を反映しているのかわかりづらくなります」

3 割引率・期待運用収益

国際基準は期待運用収益の考え方を見直す方向

日本基準は二〇〇九年七月に退職給付債務を計算する際の割引率について、過去五年平均値というルールを見直し、期末時点の長期国債や政府機関債などの利回りを使うことになった。現行基準は、割引率の基礎となる期間は退職給付の見込支払日

基準も制度の情報開示を拡大すること、財務諸表の比較可能性を担保する方向です(小澤氏)

日本独自の基準として、小規模企業においては、高い信頼性をもって数理計算上の見積もりが難しい場合や、退職給付に關して財務諸表で開示する重要性が乏しい場合は、期末の退職給付支給額を用いるなど簡便な方法で退職給付債務や費用を計算してよいことになっている。この簡便法は現行どおりだ。

公開草案では、原則として、二〇一一年四月一日以後開始する事業年度末の財務諸表から新基準を適用するとしている。A S B Jでは、意見募集を五月末まで行い、今年度内に新基準を公表する予定。

一方、今年三月末までに公表されるはずだった国際基準の公開草案は、四月下旬にずれ込む見通しだ。両基準の公開草案の違いが明らかになった時点で、今後のコンバージェンスに向けた検討課題も明確になってくる。

までの平均期間を原則とし、実務上は従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を用いることもできる。公開草案では支給時期と金額が異なる退職給付ごとに異なる割引率を使用することとし、実務上は給付見込期間や給付見込期間ごとの退職給付の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用することもできるとしている。国際基準に合わせたい形だ。

ただ、日本基準では「重要性基準」が残っている。退職給付債務が一〇%以上変動しないと推定される場合は、前期末の割引率を使用できるというものだ。「国際基準でも、数理計算上の差異が一定の範囲を超えなければP Lに計上しなくてよいコリドー(回廊)ルールがあります。が、廃止される方向です。今後は重要性基準をどうするかが課題になってきます(小澤氏)」

また、国際基準の方向性と異なるのが、運用期待収益の考え方は異なる運用上の期待収益率を使う点は従来と変わらない。

4 複数事業主制度の取り扱い

日本基準、国際基準とも開示内容を拡大

日本基準では、連合型・総合

国際基準の改正動向を見据えた議論が望まれる

住友信託銀行年金研究センター制度研究部長兼主席研究員 藤井康行氏

現在進められている国際基準とのコンバージェンスという観点で見ると、今回の日本基準の公開草案には、その内容に沿った事項だけでなく、コンバージェンスとは異なる事項も含まれています。

コンバージェンスと異なるというのは、数理計算上の差異をBS即時認識する際のP L上の取り扱いです。日本の企業会計関係者のなかでは当期純利益に関する保守的な傾向が強いためか、OCI表示した後、P Lで従来通り遅延認識の表示(リサイクル)をする案になっています。

このような取り扱いは現在の国際基準にはありません。しかも、国際基準の改正案はOCI表示のみでP Lにリサイクルしないものになる見通しです。投資家への有用な情報提供として、国際基準の改正案がより妥当だと思えます。

企業年金制度の維持発展からも同様です。しかし、リサイクルしないことは当期純利益の考え方を根底から変更しかねないため、今後

のコンバージェンスの議論が注目されます。

このほかに、複数事業主制度の取り扱いがあります。公開草案では、連合型制度に加入する子会社の個社決算は、多くの場合拠出する掛金で費用計算できるようにあります。国際基準に近付いた会計処理であり、良いほうに向かったといえます。

また、現行基準では、年金資産を総額の時価評価で表示する取り扱いとなっていますが、公開草案では、資産の内訳まで開示する案になっています。これ自体が会計上強いインパクトを持つわけではなくありませんが、世間一般の運用と比較されることが、制度運営に少なからず影響するのではないかと考えられます。

これらの点は、公開草案の段階ですら確定したものではありません。国際基準の改正議論、あるいは日本における国際基準のアドプションを見据えると、むしろこれらの展開に留意すべきだと思います。